

別添

森林整備活動計画書の作成にあたって

1 森づくり活動の考え方について

(1) 土壤

- ・施設跡地のため、土壤の条件が悪い場所となっています。場合によっては、肥料等を用いて植栽を行う必要があります。

(2) 植生保護柵の設置

- ・ニホンジカ等の食害被害を防ぐため、植生保護柵の設置をするようにしてください。
- ・林地全体の下層植生及び植栽木の保護のため、単木保護資材ではなく、植生保護柵の設置をお願いします。
- ・公募区域の周辺にはヒノキや広葉樹の母樹があるため、区域の一部については、種子から発芽した稚樹の保全により、森づくりを行うことも可能です。

(3) 植栽

- ・遺伝子のかく乱を防ぐため、富士山国有林及びその周辺で採取された種子や稚樹で育てた苗木を使用することとします。
- ・樹種は、高木性の広葉樹を基本とし、肥料木であるヤマハンノキや、モミやツガ等の針葉樹を植えることも可能です。
- ・森づくり活動後の将来の姿を想定しながら、画一的な樹種選定によらず、地域に適合する多様な樹種による森づくりを目指して植栽をお願いします。
- ・植栽本数については、1,000～3,000本/ha程度を目安とします。
- ・植栽間隔については、植栽本数に応じて適度な間隔で植栽をするほか、密植による植栽についても可能とします。

(4) その他

- ・一部対象地内に雨水により発生した洗掘箇所があり、植生保護柵の設置などに影響がある場合があります。

2 記載例

記載例は以下のとおりです。

(別紙1－1) 森林整備活動計画書

令和 年 月 日

静岡森林管理署長 殿

申請者

住所

氏名

「社会貢献の森」における森林整備活動計画書

1 活動の内容及びスケジュール ※赤字は記載例です。

年度	活動内容	具体的な内容及び作業頻度（回数）等	備考
R8	植樹準備 【区画①・②】	種子・実生採取	
R9	植樹準備 【区画①・②】	土壤改良（○○を使用）	
R10	獣害対策 【区画①】	植生保護柵の設置（○m、○回作業）	
R11	獣害対策 【区画②】	植生保護柵の設置（○m、○回作業）	
R12	経過観察、 植樹準備 【区画①・②】	経過観察、苗木準備	

(注)

- ・活動内容については、植樹、獣害・病虫害対策、下刈り等を記述する。
- ・資材・道具置場等の仮設工作物を設置する場合は記述する。

2 その他

R13 植樹（樹種及び本数）【区画①】

R14 植樹（樹種及び本数）【区画②】

(注) 植樹を令和13年度以降に行う場合は、その他欄に予定年度を記述する。